

三 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第八、第十一から第十三まで、第二十二の二から第二十二の四まで、第二十二の八、第二十二の十二から第二十二の二十まで及び第二十四

四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）様式第三

五 中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第十

六 消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）様式第一及び第三

七 中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（平成二十五年経済産業省令第四十六号）別記様式

八 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）様式第一、第二、第九、第十四及び第十八

第二条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に改める。

- 一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）様式第九及び第十一
- 二 商標法施行規則の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第七十号）附則様式第一
- 三 特許法施行規則の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則様式第二から第五まで
- 四 特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第五十七号）附則様式第一から第三まで
- 五 商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第一及び第三から第五まで
- 六 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から第六まで及び第八から第十まで

第三条 次に掲げる省令の様式中「平成 年」を「令和 年」に、「平成〇〇年」を「令和〇〇年」に、「平成何年」を「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」に改める。

- 一 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第二から第十五の二まで、第十五の四から第十八まで、第二十、第二十二、第二十三、第二十六から第二十八の二まで、第三十一の五、第三十一の九、第三十二から第三十四まで、第三十六から第三十八まで、第四十、第四十一、第四十四、第四十六、第四十八、第五十、第五十二、第五十三から第六十六まで及び第六十九から第七十五まで
- 二 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第一、第二、第六、第八から第十二まで及び第十四から第十五まで
- 三 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第一から第九の二まで、第十から第十一まで、第十一の三、第十二及び第十三から第二十三まで
- 四 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）様式第七から第十八まで
- 五 実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）様式第六
- 六 商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）様式第六から第八まで

国土交通省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件等の一部を次のように定める。

令和元年五月七日

水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令

（水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件の一部改正）

第一条 水害予防組合法による予算調製の式及び費用流用その他財務に関する件（明治四十一年内務省令第十三号）の一部を次のように改正する。別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成」を「令和」に改める。

- 七 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）様式第十一の五及び第十五
- 八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第一から第八まで、第十、第十二から第二十八まで及び第三十二から第四十の三まで
- 九 商標法施行規則の一部を改正する省令附則様式第二及び第三
- 十 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）様式第一及び第二
- 十一 商標法施行規則等の一部を改正する省令附則様式第二及び第六
- 十二 意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成十九年経済産業省令第十四号）様式第一から第三まで

第四条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）様式第十五中「昭和」及び「平成」を削る。

第五条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改める。

第十九条並びに様式第一から第五まで、第九から第十六まで及び第十八から第二十二まで中「平成 年」を「令和 年」に、「平成何年」を「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇経済産業省令第二号
元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年五月七日 経済産業大臣 世耕 弘成

第一条 研究開発事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年 内閣府、総務省、財務省、省、令第二号）の一部を次のように改正する。
省、令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条 統括事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年 内閣府、総務省、財務省、令第二号）の一部を次のように改正する。
様式第一、様式第二、様式第三、様式第四、様式第五及び様式第六中「平成 年」を「令和 年」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一